

## 第 7 4 号議案

ふじみ野市水道事業給水条例の一部を改正する条例

ふじみ野市水道事業給水条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 1 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 3 条第 1 項中「申請者又は申込者」を「申請者等」に、「申請又は申込み」を「申請等」に改める。

第 3 8 条第 1 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

別表第 3 第 7 条第 1 項の指定をするときの項中「第 7 条第 1 項」を「ふじみ野市水道事業指定給水装置工事事業者」に、「をするとき」を「（指定の更新を含む。）」に改め、同項の次に次のように加える。

ふじみ野市水道事業指定給水装置工事事業者証の再交付（記載内容に変更があった場合の交付を含む。）	1 件につき	5, 0 0 0 円
---	--------	------------

別表第 3 第 7 条第 2 項の設計審査（材料検査を含む。）をするときの項から第 3 8 条第 2 項の確認をするときの項までの規定中「をするとき」を削り、同表給水証明、納付証明、その他の証明の項中「、その他」を「その他」に改める。

### 附 則

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

令和元年 8 月 3 0 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

### 提案理由

水道法の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 9 2 号）の施行に伴う新たな事務及び水道事業指定給水装置工事事業者証の再交付の事務に係る手数料の追加を行うため、ふじみ野市水道事業給水条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。